

町民参加研究部会報告書及び自治基本条例
を推進するための庁内アンケート結果

寒川町まちづくり推進会議
(町民参加研究部会)

平成26年6月

はじめに 町民参加研究部会報告

当部会は、第3期まちづくり推進会議のスタート年度（平成24年度）に決定した調査事項のうち当該年度に検討できなかった、①「町政運営に対する町民の参画」及び②「条例の職員への意識づけとしての庁内アンケート」を担当しました。①については、前期推進会議委員等の意見から、

ア どういうことを変えていくべきか具体的な提言をする必要がある。

イ パブリックコメントはもっとわかりやすく意見が出やすいようにすべきだ。

ウ 公募委員の割合がほかの市町村に比べてものすごく少ないので問題。

などの意見を踏まえて検討し、また②については、町政参加及び条例を推進する庁内の現状を把握しつつ意識づけと仕組みづくりに資するようアンケートを作成し、実施しました。

公務ご多忙の折にもかかわらずご協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

おかげさまで、このたび「町民参加研究部会報告書及び自治基本条例を推進するための庁内アンケート結果」としてまとめることができました。

本報告では、町の取り組み・意識面において残念ながら十分ではない面が見られましたので、ご留意いただきたい点として報告書のなかで指摘させていただきました。

町におかれましては、これらの点にご留意され、今後の協働のまちづくりの推進及び協働の仕組みづくりに生かしていただくことを期待します。

目 次

1 各所属のまちづくり指針分担状況（設問1） P 1

2 協働事業について

- (1) 25年度町がかかわっている指針別協働事業（設問2、3） P 1
- (2) 今後予定されている町の協働事業（設問4-1） P 2
- (3) 町で受け入れ可能な高齢者ボランティア（設問4-2） P 3

3 パブリックコメントについて

- (1) 25年度に実施された案件及び不実施案件 P 3
- (2) パブリックコメント案を広く知らせる工夫について
（設問5-1、5-2、5-3） P 4
- (3) 広報をパブリックコメント（町民意見の公募）とすることについて
（設問5-4） P 4
- (4) 自治会の回覧の活用について（設問5-5） P 5

4 審議会と公募委員について

- (1) 審議会の現状等について P 5
- (2) 審議会の運営について（設問6-1） P 6
- (3) 新たに委員となる公募委員への事前説明状況（設問6-2） P 6
- (4) 推薦委員等への事前説明状況（設問6-3） P 6
- (5) 審議会の兼任の制限（設問6-4） P 7
- (6) 公募委員を男女1人ずつの2人とすることについて
（設問6-5、6-6） P 7

5 町民活動団体及び職員から寄せられた意見について

(1) 協働の提案について（設問7-1）	P 8
(2) 広報への提案について（設問7-2）	P 8
(3) 町民活動団体への広報支援（設問7-3）	P 9
(4) 町民のまちづくり参加促進措置（設問7-4）	P 9
(5) 職員への報告会について（設問7-5 ①）	P 10
(6) 自治基本条例への職員参加について（設問7-5 ②）	P 10
(7) 町の人材育成の取り組みについて（設問7-5 ③）	P 10
(8) 協働に対する職員意識について（設問7-5 ④）	P 10
(9) 協働パートナーについて（設問7-5 ⑤）	P 11
(10) 協働の意識啓発について（設問7-5 ⑥）	P 11
(11) ボランティアの押しつけと思われない対応と手引書について （設問7-5 ⑦、⑧）	P 11
(12) 協働事業の説明責任と透明性について（設問7-5 ⑨）	P 12

6 自治基本条例について

(1) まちづくりの課題などの情報提供について（設問8-1、8-2）	P 12
(2) 職員の責務としてのまちづくり活動への参加状況について（設問9）	P 12
(3) 町民の責務に対する認識について（設問10）	P 13
(4) 今回のアンケートで寄せられた、「これまで町民による協働の まちづくりが多く生まれてこないのか。その原因と解決策を整 理していただきたい」という意見への回答について（設問11）	P 13

府内アンケート結果集計

自治基本条例を推進するための府内アンケート結果集計	P 15
---------------------------	------

その他資料

寒川町まちづくり推進会議 町民参加研究部会検討経過	P 35
寒川町まちづくり推進会議 町民参加研究部会委員等名簿	P 36

1 各所属のまちづくり指針分担状況（設問1）

[アンケート16ページ]

府内32所属の業務について、条例のまちづくり指針との関係をきいたところ、複数の指針に該当し、複数業務を担っているのは10所属あり、ひとつの指針だけに該当しているのは14所属、一方で業務がいずれの指針にも該当しないと回答した所属が8ありました。また、8の誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに一番多くの12所属がかかわっていましたことがわかりました。

【指針の該当状況】

指 针	所属数
1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	5
2 子育て環境の整ったまちづくり	4
3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	6
4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	8
5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり	5
6 保健と福祉の充実したまちづくり	5
7 産業が発展し活力のあるまちづくり	4
8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	12
9 該当なし	8
計	57

2 協働事業について

(1) 25年度町がかかわっている指針別協働事業（設問2、3）[アンケート16、17ページ]

町民活動団体アンケートの意見を踏まえて協働事業の全体を把握したのですが、51の事業がありました。

【協働事業の状況】

指 针	事業数
1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	2
2 子育て環境の整ったまちづくり	3
3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	5
4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	9
5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり	6
6 保健と福祉の充実したまちづくり	5
7 産業が発展し活力のあるまちづくり	7
8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	14
計	51

ア 町民に協力を求めて実施している事業はまだあると思われますが、これによりいろいろな視点から検討が可能になると思います。今後新しい協働事業の創設とか評価、改善サイクルの実施により町民サービスの向上につながっていくことを期待します。

イ なお、新しい協働事業に町民活動団体等の参加を求める一つの方法として、⑦産業の振興を取り上げて検討しました。

○取り上げた理由

地域の活性化や雇用の創出のみならず、町財政への貢献など産業振興が果たす役割は大きなものがあり、それだけにこの分野での協働の取り組みにもそれなりのウエイトが置かれてしかるべきところ、現状はアンケート結果21ページ記載のとおりで、他の分野には予算を伴う事業がありますが、産業振興ではなく、モデル的な協働事業であれば若干の予算措置も可能ではないかと考えられたため。

○協働事業への参加方法

町民活動団体アンケートで把握した、産業に関心のある町民活動団体に声をかけ、庁内アンケートの現状について十分な状況かどうか、十分でないなら将来協働するプロジェクトについて若干なり予算が措置された場合にどんな事業が実施できるかについて意見交換を行う「まちづくり検討会」の立ち上げが考えられる。

この検討会で協議する協働事業例としては次のようなものが考えられる。

例1 寒川駅前広場で以前に朝市をやっていたが、集客が少なく今はやっていない。

もっと一般の方が参加出来るようなイベントとして、寒川中央公園でやっているフリーマーケット参加者に呼びかけるとかが考えられる。役場が企画・実施するのではなく、儲けが出ても良いので一般の企業などが企画・実施してもらっても良いのではないか。

例2 他の商店街でコーディネートし、成功させている方の協力を求めて、寒川町でも協働事業として実施できるかどうかを協議、検討する。

例3 ハロウィンによるまちづくりを昨年提言してあるが、その意図するところは町内全体で何年か実施することで、子育てはもちろん観光資源になる可能性もある。

例4 中央公園では自主的に集まった方達が朝のラジオ体操をやっているので、町域全体に広げることなど。

やはり若干の予算措置を行い、事業を協議・検討し、実施してもらうことで町民活動団体アンケートも活かすことが可能になると思われます。

(2) 今後予定されている町の協働事業（設問4-1） [アンケート21ページ]

今後予定されているものが4事業、構想段階のものが5事業ありました。

回答のあった事業及び次の意見等を踏まえると、町の補助金制度による団体等からの町に対する協働事業提案制度の早期導入が効果的と思われます。

団体等としたのは、その提案が実行性があるかどうかが肝心だからです。また、町でテーマを示しそれへの応募を求めるのであれば、町の意図するところへ誘導も可能となると思われます。部会では次の意見がありました。

- ア 高齢者の生きがい対策の意味合いも含めての設問でしたが、回答のあった事業は、実際に高齢者がやってみたいと思うような事業か疑問。
イ 今の段階では、もっとやりやすい環境づくりや仕掛けづくりをしていくことが重要。

(3) 町で受け入れ可能な高齢者ボランティア (設問4-2) [アンケート22ページ]

熟年パワー社会還元研究部会のための設問でしたが、農業用水路の除草や泥上げなど6事業ありました。部会では次の意見がありました。

- 熟年パワーの方達に協働というところで生きがいを感じてもらい、さらに前進していくいただくということで、頭の中に蓄積されたものを出してもらうことが、キャリアを活かしていただくということだと思うが、除草や泥上げのボランティアというのは、ちょっと違ったイメージになってしまっている。
- そのボランティア活動が具体的に住民サービスの向上につながった方がいいので、シルバー人材センターとの関係も考えると、例えば、図書館の月曜休館をなくすためのボランティア募集などは良いのではないか。

3 パブリックコメントについて

(1) 25年度に実施された案件及び不実施案件

部会開催時に実施されていた次のア及びイの2件とウの不実施案件については担当課から見解を求め、検討を行いました。

- ア 寒川町自転車等の放置防止に関する条例（案）等に関する部会意見
要約資料を見ると、用語の定義などいらないものがある。そういうものは削つて、ポイントを分かりやすく要約した案の概要にした方がよかったです。
イ 寒川町地域防災計画（案）に関する部会意見

パブコメの規則第6条2項1号で、案の概要によりパブコメを実施することになっている。今回のパブコメは既にある防災計画の修正なのだから、修正案の概要を明確にして実施すべきであるが、そうなっていない。チェック体制に問題がありそうです。また、添えられている新旧対照表には修正箇所にアンダーラインを引くなど、見る側である町民の立場に立った作りとしてほしかったと思います。

ウ パブリックコメント不実施案件について

さむかわ2020プラン後期基本計画第1次実施計画策定に際し、パブリックコメントが不実施であったので、その理由を担当課に求めたところ、
パブコメ不実施理由として、①基本構想及び基本計画を具体化する手段であること、②計画の実効性を担保するため財源の裏付けが必要なこと、③社会経済状

況の変化や法改正に迅速に対応するため隨時対応が必要なことのほか、④その策定に当たっては利害関係者や関係各機関との調整に一定の期間が必要である。とのことでしたが、不実施理由書がない点については失念していたので、今後は注意していくとされた。

○不実施案件に対する部会意見

近隣では茅ヶ崎市で、また今年に入り千葉県松戸市で26年1月6日から2月5日まで実施計画のパブリックコメントが行われている。

また、自治体によっては実施計画策定時にはパブリックコメントを実施していないものの、実施計画の期間満了時に実施計画に位置付けられた事業について自己評価を行い、これに対してパブリックコメントを実施している。

こういったことも参考にして、実施できなかったことをフォローする姿勢が大切であると思われます。

(2) パブリックコメント案を広く知らせる工夫について（設問5-1、5-2、5-3） [アンケート23ページ]

町民への周知を、規則で規定されている広報、町ホームページ、町施設以外の方法でも実施しているものが3件ありました。

ア 町施設以外で行った1件は、寒川町立保育園の民設化方針に該当する保育園で実施したもので、説明会を実施したものは、寒川町高度地区の計画及び町総合計画さむかわ2020プラン後期基本計画で、これら以外は型どおりの周知でした。

イ せっかくパブコメを実施するのですから、町民から幅広く意見が提出されるよう、その内容に応じ関係者に働きかけるなどの工夫が望まれます。

ウ 例えれば、放置自転車防止条例のパブリックコメントなどは、駅周辺の自治会には回覧などで周知した方が、良かったのではないかでしょうか。

エ また、パブコメで意見を言っても、町はほとんど修正しないという声を聞きますが、これは案をパブコメ実施前に議会に説明し、審議が行われていることも修正をしくくしている一因と考えられます。

そこで、議会にはパブコメの実施を知らせるものの、審議はパブコメ実施による町民の声やその対応結果もそろえて行う方が良いように思われます。

(3) 広報をパブリックコメント（町民意見の公募）とすることについて（設問5-4） [アンケート24ページ]

この設問は、パブリックコメントの用語は規則で使っており、まだ普及を図る段階であるので、短く注釈を付けるという意味で（町民意見の公募）としたらどうかというものでした。

反対が1所属、わからないが7所属ありましたが、75%が賛成なので、まずはこのような運用をお願いします。

(4) 自治会の回覧の活用について（設問5－5） [アンケート24ページ]

案の概要部分だけを各家にまわすことで、町民は町がやろうとすることを今より容易に知ることができ、町政への関心を高めてもらえるのではないかという設問でしたが、事務量の増、コスト増等での反対意見が5所属、わからないも13所属ありました。

○反対意見に対する部会意見

ア 自治基本条例では、情報の共有化が規定されており、従来よりも事務量や作業量が増加するのであり得ることで、今まで通りでなく今の状況から見てどう改善するのかを意識して仕事にあたっていただきたい。意見のような意識では協働のまちづくりは担えないのではないかでしょうか。

イ 役場の仕事を周知し関心を持つてもらうことが、町政を理解してもらうための絶対条件で、これは役場の基本的な姿勢ではないでしょうか。パソコンを使えない人もいるのでパブリックコメントの内容を1枚程度にまとめて1,500枚準備することが、件数もそうあるわけでなし、コスト的にもそれほど大変であるとは思えません。

ウ 3のわからないとした所属も13ありますが、この設問の趣旨は、必要な人が情報提供を求めるきっかけづくりというもので、いわば情報源情報の提供である点を理解していただき、賛成も半数あるので実現を望みます。

4 審議会と公募委員について

町民参加による町政運営の1つである審議会について、部会では次のような意見がありました。

(1) 審議会の現状等について

ア 多くの審議会は、3～4ヶ月に1回しか会議が開催されないなかで、ほとんどのことが決定事項のようで、事後承認の監査的な役割しかないので現状。

会議で多少の議論をしても、それが反映されず何かが変わったということはない。これでは参画しているという意識にはならず無力感がある。

委員がもっと企画段階から関わっていけるように変えなければいけないのではないか。

リタイアされた方達が、蓄えてきた知識を活かしていくためには、やりがいがなければ誰もやらない。今後リタイアした時間的に余裕のある方が増えてくるが、今まででは1度やってもまた時間をさいて再度やろうと思わないし、おもしろくないから参画もしないのではないか。

イ 構成する委員の選定理由は、内部で整理しておられないようです。だから、行政機関の附属機関である審議会に行政機関の委員が存在する理由を聞いても判然としま

せん。説明責任を意識する必要があると思います。

ウ 今回の公募委員に対する意見を見ても、庁内には改善については、今までいいという感じがあります。女性の活躍の場研究部会では、審議会委員のアンケートをしていますが、良い資料になっています。

同様のアンケートを3年位前の委員も含めて無記名でやってみると、委員に報酬を支払っている審議会の状況がうきぼりになると思うので、是非実施して白書を出し、税金と時間が有効に使われるよう努力していただきたい。

エ 町民参加は、町長だけでなく町議会についても言えることなので、議会報告会が2年ぶりに実施されましたが、議会基本条例の制定は地方議会のすう勢と認められますので、速やかに検討に着手され町民の議会への参加機会の確保に努めていただきたい。

(2) 審議会の運営について (設問6-1) [アンケート25ページ]

委員の議論によって結論を導くような審議会の運営は、12所属の所管する審議会で行われ、4所属の所管する審議会では、そう努めているがなかなか難しいという状況でした。部会では次のような意見がありました。

ア 審議会の雰囲気に慣れていない委員にとっては、専門用語や聞き慣れない言葉が飛びかえり、何か発言しようと思っても発言できずに会議が終わってしまうということはあるかも知れないので、座長に必要に応じ補足をお願いしておくこともよいのではないかでしょうか。

イ 会議前に資料が送られてくるのはすばらしいが、大量だと目を通すだけでも大変。議題の何を議論するのか論点を載せていただくと、事前に検討できるし意見もいいやすい。2時間の会議も活性化すると思うので、努力していただきたい。

(3) 新たに委員となる公募委員への事前説明状況 (設問6-2) [アンケート25ページ]

事前に説明し、公募委員が発言しやすくなるよう努めている所属が3、特に説明していない所属が9ありました。部会では次の意見がありました。

ア 特に説明していない9所属については、町民参加の必要性をどのように考えているのだろうか。

イ 審議会の内容は必ず説明していただきたいし、「役場では気がつかないこともあると思うので、生活者の視点で気がついたことをご発言いただきたい」くらいは言っても問題ないと思います。

(4) 推薦委員等への事前説明状況 (設問6-3) [アンケート25ページ]

資料又は口頭で説明している所属が14、特に説明していない所属が4でした。

何を求められての出席なのかよく分からなかつたので、あまり発言できなかつたという委員もおられるので、会議を活性化するためにも説明は不可欠です。部会では次の意見がありました。

ア 公費を使っているので、何を期待して委員をお願いするのかを明確にすべきで、これにより委員選任上でのミスマッチが防止され、コストパフォーマンスも向上するのではないかでしょうか。

イ また、設置目的に適った委員選出となっていることを整理しておくことが説明責任を果たすことにつながると思います。

(5) 審議会の兼任の制限 (設問 6-4) [アンケート 25 ページ]

制限する必要がないと回答した所属が 16 あり、制限しても良いと回答した所属の 14 を 2 つ上回る状況でした。

特別な事情のある場合は兼務していただくこともあるでしょうが、いろいろな方に、またひとりでも多くの方に町政に関心を持って参加してもらうことが、町の将来にとって良いし、現に活性化等から制限している自治体も相当あります。

そこで、賛成意見も 14 所属あるのですから、また委員にその職責を十二分に果たしていただくためにも制限を検討したらどうかでしょうか。

(6) 公募委員を男女 1 人ずつの 2 人とすることについて (設問 6-5、6-6) [アンケート 26 ページ]

賛成が 14 所属、問題があるので反対が 17 所属と、反対が賛成を上回りました。

これまでのように男性だけが社会を支える仕組みでは、これからの中を維持することは出来ないので男女共同参画の必要性が言られており、特に地域社会では男女で考えなければいけない問題が出てきているので、これを解決するために男女が地域に責任を持って支える仕組みが形成される必要があります。

そのための積極的な措置として、原則を定めるものと理解していただければ、賛成意見も 14 所属あるので、男女 1 人ずつについて検討していただけるものと考えます。部会では次の意見がありました。

ア 委員定数が 15 人以下の審議会は公募委員 1 人という規定となっていますが、10 人以上のものについては 2 人の公募委員にするというような下限を見直すこともひとつ的方法と思われます。

イ 公募委員の入っていない審議会については、他自治体で同様の審議会に公募委員が入っているものもありますので、町でも公募委員を入れることが可能だと思います。

また、実態にあわせて拒否理由を見直す必要があります。

ウ 公募しても集まらないで反対、時期尚早という所属の意見もありました。

なぜ町民参加が必要なのかを町民に住民自治なのだからといった理念レベルではなく、なるほどと理解してもらう努力をもっとしてから言うべきことではないでしょうか。

エ また、適性を重視すべきだから反対という意見もありましたが、公募委員は男性としての経験、女性としての経験が大事ということではいけないのでしょうか。適性で選考するのであれば募集の選考基準にその旨を記載して、選考の適正・公正さを示す

必要があると思われます。

オ 公募の選考にもれた町民へ「残念ながらご要望にお応えできません。」という一文が送られてくるだけで、それを受けた町民からはもう協力したくないという声をきます。このことも公募が少ない一因と考えられます。

そこで、どういう選考上の判断をしたのかをできる限り伝える必要があるのではないかでしょうか。

カ また、応募の際の負担感の軽減という趣旨から、書類選考では判断をまようときに面接を実施するようにするとか、面接を当分必須としなくとも良いのではないですか。

キ 町の人材登録制度について次の指摘がありました。公募委員へ範囲を拡げることも検討してはいかがでしょうか。緊急避難的措置としてある11条委員の運用上でも効果があるかもしれません。

人材登録の制度があるが、それに手を上げた人達が上手く事業に結びついているのはごくわずかだと思う。それを上手く結びつけるきっかけ作りが重要になる。たまたま手を上げた人にあてはまるものが少ないのでかもしれないが、もっとデータ分析して考えて行く必要があると思う。

行政は縦割りなので、そういった特定の方だけにしか協力依頼がないようなので、登録制度自体が町役場内でも充分に浸透していないように思う。

5 町民活動団体及び職員から寄せられた意見について

(1) 協働の提案について (設問7-1) [アンケート27ページ]

「町は積極的に協働という手段を使って、課題を解決していくべき。」という意見に対し、6割の所属が協働による課題解決を考えていない状況下で、全庁一丸で協働のまちづくりを実践していかなければならないわけですから、旗振り役の協働担当の役目は重いものがあります。

回答にあったような問題やこのほかにも財政が厳しい状況下でいろいろな問題が生じていると思われる所以、町民活動団体との新しい仕組みづくりに際しては、十分意見交換をして、こころ良く協働に参加してもらうよう努めることが肝要です。

(2) 広報への提案について (設問7-2) [アンケート27ページ]

「自治会から町に提出した問題を聞いただけにしないで、町からの回答を広報にのせれば、私たちが読んでみたくなる公報になると思う。」という意見に対し、4所属が問題あるとして反対でした。

この設問は、コストをかけるのであれば、町民に読まれるものにしたらどうかということが基本になります。84%が賛成なので実施する方向で検討をお願いします。

また、所属の反対意見にもあるように、すべて役場が対応するには限界があります。条例制定から7年、広報さむかわの一部を協働コーナーとするなど広報仕様の検討を

して、町民ニーズに応えていくのも一つの方法と考えます。

(3) 町民活動団体への広報支援（設問7-3） [アンケート29ページ]

町民活動団体への新会員の加入につながる団体の紹介など、広報による支援に対し27所属が賛成でした。反対の理由もこれまでの実情を踏まえたものと認められますので上記(2)でもふれましたが、他自治体の広報紙の協働コーナーを参考にして、寒川町も同様のコーナーを設けて、団体の紹介などもして、町民の参加を求めていることなどを周知してはどうでしょうか。

このコーナーは、会議公開による町民による広報委員会が運営することで、反対理由に対応していくことも可能と思われます。

また、記事は指針8分野の団体紹介を毎月1回ずつ、残り4回は協働の新たな取り組みが始まった事業紹介や事業への参加者の募集。また、なぜ町政参加が必要かなどを行政から離れた思いきった記事を委員会の責任で掲載してもらったらどうでしょうか。

(4) 町民のまちづくり参加促進措置（設問7-4） [アンケート30ページ]

町民活動団体のアンケートで、「町民のまちづくりへの参加を促進するため町に求められた取り組み」の現在の実施状況は次表のとおりで、指針の1や8などを担当する4所属が取り組んでいます。このため、指針の全分野で町民活動団体のニーズに応えていくには無理な状況です。

そこで、フォローしていない分野での町民活動団体等の先駆的で他のモデルとなり得る協働事業については、町としても支援の対象にしても良いと思われます。

また、町民活動団体アンケート結果では、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりが最も関心の高いものとしてあげられており。町全体でもニーズは高いものと思われます。町の計画で、安全で安心して暮らせるまちづくりにかかる支援事業は、力点を置いても良いと思われます。

さらに、現在の町の計画の中には、協働を前提に成立しているものも見受けられますので、今後の計画改定にあたっては、出来る限り早い段階で町民の関心喚起に向けた情報提供に工夫するとともに充分な参加機会の設定が不可欠と思われます。

【事務分担の状況】

事務分担	所属数
1 地域活動リーダーの育成や知識習得を目的としたセミナーを実施すること。	4
2 まちづくりを行っているグループ、団体の情報を集め情報として提供すること。	2
3 毎月の各種イベント情報を収集し、広報さむかわ以外でも広報すること。	1
4 町民が会合で集まる場所の提供に関すること。	1
5 活動上で困っていることを解決してくれる専門家を紹介すること。	1
6 先駆的または公益的な取り組みへの人的支援をすること。	0
7 先駆的または公益的な取り組みへの資金支援をすること。	0
8 まちづくりに関する情報の広報に関すること。	0
計	9

(5) 職員への報告会について (設問7-5 ①) [アンケート30ページ]

平成26年6月中の開催であれば、任期中でもあり町民参加研究部会は報告会の開催要請に応じます。

(6) 自治基本条例への職員参加について (設問7-5 ②) [アンケート30ページ]

職員も参加し、もっと寒川らしい条例を作れたと思っている所属が10もあるとは驚かされました。

どういう点でそう思っているのか、次期推進会議で当然求められると思うので協働担当はヒアリングし、整理しておく必要があると思われます。

(7) 町の人材育成の取り組みについて (設問7-5 ③) [アンケート31ページ]

約70%の所属が、職員の人材育成について町の取り組みが不十分と回答しています。

町を良くしていこうという事業で、おもしろそうとか魅力のある事業であれば、少しは時間を割いてみようという方もいます。そういう方を結集する核となりやすいのは役場職員です。

職員は、協働事業の企画から事業実施までのコーディネーターたるべきで、それは座学ではなく実践を通して身に付ける必要があります。

このため、まちづくり事業を成功させている方を招き、その方と一緒に事業を担当させることも実践を通じての人材育成として効果的と思われます。

このことは、条例の町長の責務を果たすことにもつながりますので、速やかな実施を望みます。

(8) 協働に対する職員意識について (設問7-5 ④) [アンケート31ページ]

協働を進めようという意識は十分ありますので、町当局、特に協働担当は職員が協働を展開しやすくなるような府内の雰囲気づくりや、協働を推進する府内体制など環

境整備を行い、職員の期待に応える必要があります。

また、協働をすすめようとする意識を感じないと回答した所属が4所属ありますので、どういう点でそう思うのか、その解決策として何をすべきかなどを協働担当は当該所属と意見交換し、課題解決に努力することが必要であると思われます。

(9) 協働パートナーについて（設問7-5 ⑤） [アンケート31ページ]

協働事業の実施上でパートナーを見つけるのが難しかった所属が6、そうでもなかったと回答した所属が5ありました。今後町民活動団体アンケート結果などを参考にして、手引書が作られると思うので、対応も今より容易になると思われます。

また、協働を意識して仕事や事業を進めていない所属が2／3を占めていることも重視しなければなりません。

各所属には所管事業について常に協働の視点で見直すことを求めたいと思います。

(10) 協働の意識啓発について（設問7-5 ⑥） [アンケート31ページ]

今まで協働を意識していない町民に関心を持ってもらうことも重要なことではないかと考えての設問でしたが、約半数の所属がそう思わない回答しています。どう理解したらいいのでしょうか。

全庁的に協働の推進体制がないことも起因しているのかも知れません。

会議公開を原則とする町民による広報委員会に、町民目線の記事を掲載してもらうなど連携していくこともひとつ的方法と思われます。

(11) ボランティアの押しつけと思われない対応と手引書について

（設問7-5 ⑦、⑧） [アンケート31、32ページ]

町が町民に協働と言うと、ボランティアの押しつけと思われがちであるとすべての所属がそう考えています。一方の町民サイドでもそう思っている人は多いようです。

「職員のみなさんは給料をもらっての仕事で町民サイドは些少の御礼はあったとしても、ボランティアである。」という意見は傾聴すべきで、両者がそう思っているこの関係を開拓するのは一重に町職員の努力にかかるています。

やるべきことをやって町民から信頼され、自信を持って町民に働きかけができるような職員になり、その上で協働をスムーズに動かすための手引書が必要だと思いますが、手引書は必要ではないという回答も7所属あります。

そこで、これら必要としない所属については、協働のまちづくりがなぜ必要なのか、町政参加がなぜ必要なのかを理念レベルではなくて、なるほどと職員が納得する理由も有していると思われますので、うまくやっているあるいはわかっている所属からヒアリングしたらどうでしょうか。そのコメントを例のひとつとして手引書に載せることも良いと思われます。

(12) 協働事業の説明責任と透明性について（設問7-5 ⑨）[アンケート32ページ]

多くの所属が、協働した場合はその成果や今後の改善点を協働したパートナーと議論し、記録に残し、これを町民に見えるようにしておくことについて賛成しているので、他自治体を参考として様式の作成作業に着手していただきたいと考えます。

事務量が増えるので反対という所属があるのでしょうが、協働がなれあいになつてもいけません。そのあたりを理解していただくことになります。

6 自治基本条例について

(1) まちづくりの課題などの情報提供について（設問8-1、8-2）[アンケート32、33ページ]

提供された情報をみると、町民がまちづくりに関心をよせてもらえるような町民活動団体が求める課題情報の提供ではなく、お知らせ記事が多いようです。

町民にかかわりの深い問題について、役場は何かやっているようだが、それが伝わってこないという不満を持っている町民もいますので、適宜いろいろな媒体、手段を使って一層の課題情報の提供に努めることが重要と考えます。

【提供した情報】

- ・自治基本条例に関する広報を実施（広報8月号）
- ・保育園の民設化、子ども・子育て支援新制度の導入
- ・6月が食育月間であることから、食育計画を包含するさむかわ元気プランに基づき、課題・具体的取り組みなどを周知した。「食育で食べる力を育てる・実践する」
- ・アンケート
- ・環境に関するイベントへの参加の状況、生物多様性、生活環境における環境基準の達成状況や経年変化や緑地の保全、ごみの減量化資源化、温暖化防止に向けた取組
- ・寒川町からのお知らせ（ツインシティ倉見地区の骨格である道路に関する都市計画の手続きが進められています）
- ・H24・25 寒川町社会教育委員会議調査研究「社会教育関係団体の育成について」報告書
- ・危険物安全協会会報にて、法改正等の情報を提供した。

(2) 職員の責務としてのまちづくり活動への参加状況について（設問9） [アンケート33ページ]

充分出来ている及びどちらかといえば出来ているが20所属ありました。積極的に職員がかかわるまちづくり活動については、指針を実現するまちづくりの協働モデル事業や計画に載っている協働事業（例えば、福祉のまちづくりとして、町社協がすすめる行動計画に位置づけられている協働事業など）で、第10条第2項を機能させるのが良いのではないかと思われます。そういう点から考えますと、回答にあるような活動だけでいいのか疑問があります。

出来ていないと回答した所属が12あることも問題で、庁内への条例の意識づけが充分行われていなかつたことを表しているのではないでしょうか。

(3) 町民の責務に対する認識について（設問10） [アンケート34ページ]

町民のまちづくり事業への参加が、充分出来ている、またはどちらかといえば出来ていると事業を所管している10所属で回答しています。

もっと町は町民の事業参加に苦労しているのではないかと考えていましたが、そうでもないようです。

町民は日々忙しいなかで事業に参加するわけですから、参加してよかったですと感じてもらうことが大事ですので、魅力ある事業をひねりだしてほしいと思います。マンネリ化は厳に慎むべきことです。

こうきめたから協力をしてください方式ではなく、企画段階から町民、団体に加わってもらう習慣をつけていただきたいと考えます。

(4) 今回のアンケートで寄せられた、「これまで町民による協働のまちづくりが多く生まれてこないのか。その原因と解決策を整理していただきたい」という意見への回答について（設問11） [アンケート34ページ]

次の意見、本アンケート及び部会検討結果の全体を見ていただければ、ある程度お判りいただけるのではないかと考えます。

○ 「協働のまちづくり」の意義を理解し、初期の企画や立ち上げなどの起動・推進役を担うのは行政の吏員の皆さんでしょうね。先見性があり、奉仕の精神が旺盛な町民がどれほどいても、初期の起動・推進役の頭脳に「協働のまちづくり」のイメージが欠落していくには、実現不可能であることは火を見るより明らか。もし、この現実がある限り、「協働のまちづくり」を何度も唱えても、この文言を幾つ使っても絵に描いた餅に等しい。

シニアのリタイア者がこれほどまでに増加し続けている現状は、今までのキャリアを生かし、地域のため、町のために何かを發揮したい、奉仕したいと誠実に描いている方々は多い。

「協働のまちづくり」実現の絶好のチャンスはもう既に到来している。町の人物けしきは急速に変容していることを強く意識すること。加えて、町民サービスの複雑化と多様化、町民ニーズの激増化並びに寒川町の近未来のビジョンを描き、政策を載せる具体像を明確に持つことによって先は切り開かれてくる。そのための鋭敏な感覚や臭覚が欲しいし、知見も必要になる。

「協働のまちづくり」で決して忘れてはいけないことは、「協働」概念の構造である。吏員の皆さんは給料をもらっての仕事として携わり、町民側は些少の御札はあったとしてもボランティアである。この関係を見誤っていては、「協働のまちづくり」は育たない。

閉鎖性に陥りがちな日々の業務に、新鮮な風が流れ、町民の声を感じ、行政サービ

スのより一層の質の向上とマンネリ化の脱皮、新発想の感化など、「協働のまちづくり」には近未来の行政のありようが内包されている。解決策は、ズバリ「心の中にある」でしょう。

- 町のいろいろな状況を踏まえて、自治基本条例や諸計画の実現につながるような新規事業を打ち出すことが求められているのに、その思考・実現のプロセスが欠落しているように思われる。この原因を解消する必要がある。

町を良くしていこうというなかで、関心や魅力のある事業であれば、少しは時間を割いてみようという方もいると思う。そういう方を集める核となるのは地域でのしがらみのない行政職員になると思うし、またこれが条例の求める責務を果たすことだと思う。そこで、職員にはそのためのコーディネート能力が重要になってくる。また新たなプロジェクトには、こういうもので町は良くなるというコンセプションと担当者の情熱が不可欠です。

こころざしを高く持ってもらいたい。

- 新規事業をやるときは、シニアだけに限らず出来るだけいろいろな年代のやりたいと思っている人に集まってもらい、プロジェクトを組織してそれぞれ役割分担し、1～2年後の実施に向けて会議やミーティングをしていくことの積み重ねがまちづくりになる。

抽象的なまちづくりとはといったテーマで議論していても堂々巡りで何も進まないので、町は小さくても良いから具体的で分かりやすい事業を、企画の段階から町民に携わってもらうようにすれば、報酬は少なくともやる気のある人は自然と集まってくれる。

それが今の寒川のまちづくりには必要なことで、そのような積み重ねにより寒川町をいくつしむ人達が増えて良い町になっていく。

- なかなか協働がすすまない理由として、町職員も日々の業務で忙しく協働事業に携わることは難しいのではないか。

数時間でも、協働事業に取りくめるように、協働担当は庁内の環境整備をしていく必要がある。

優先してやらなければいけないものがあれば、生産性のない業務や雑用は後回しでいい。このような問題を解消していく管理職のマネジメント力も必要になる。

忙しいなかでも自分達で仕事に優先順位を付けて取り組む習慣づけが大事なことと思う。